|  |
| --- |
| **自立支援医療（公費１５：更生医療）と特定疾病療養受給者証併用者の算定方法**  **の取扱いに係る説明会資料について** |

**自立支援医療と長期高額療養費（マル長）の併給に係る特別医療費助成制度の取扱い**

**について（令和元年１０月以降）**

　特別医療（公費81・82・83：区分　重度心身障害（身体障害、知的障害）、精神障害）の受給者証を持っている更生医療（公費15）の重度かつ継続者については、公費15と「02：長」あるいは「16：長2」対象レセプトであれば、窓口負担は発生しないこととします。

（保険単独部分についても長期高額対象とみなすのであれば、重度かつ継続患者に対しては保険単独部分

　の患者負担も特別医療負担対象とみなします。）

**Ｑ＆Ａ（自立支援医療と長期高額療養費（マル長）の併給に係る特別医療費助成制度の取扱いについて）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 質問日 | 質問 | 回答 |
| 5 | 11/8 | Ｑ 「マル長と公費15の重度かつ継続者については、公費15と「02:長」あるいは「16：長2」対象レセプトであれば、窓口負担は発生しないこととする。」とのことですが、同じ指定自立支援医療機関に、風邪等で受診したときは、どう扱うのですか。 | Ａ　風邪等で、（人工透析で通院中の）同じ指定自立支援医療機関に受診したときも、特別医療(公費81,82,83)の窓口負担は発生しない取扱いにしております（患者負担金額０円）。  　ただし、この扱いは、「マル長と公費15の重度かつ継続者の併給の方(公費15と「02:長」あるいは「16：長2」対象レセプト)についてであるので、御留意ください。 |

**令和２年１月３０日追加(Ｑ＆Ａ　番号６、番号７)**

**Ｑ＆Ａ（歯科受診の取扱いについて）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 質問日 | 質問 | 回答 |
| 6 | 12/3 | Ｑ マル長(「02:長」あるいは「16：長2」)と公費15の併用の重度かつ継続者で、特別医療(公費80,81,82)の対象者でもある方についての質問です。  　人工透析で通院中の指定自立支援医療機関に歯科があり、受診したときは、どういう取扱いになりますか。 | Ａ　歯科のレセプトは、マル長と公費15の併用のレセプトとは、別のレセプトになっています。  　従って、上に記載のQ&A第５の取扱い(患者負担金額０円)には該当しません。  　「医療保険＋特別医療(公費80,81,82)」の一般的な取扱いとなります。本人所得に応じて、１医療機関ごとの月額負担上限までの本人負担となります。 |

**Ｑ＆Ａ（特別医療**(公費80,81,82)**の対象外の方の風邪等の取扱いについて）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 質問日 | 質問 | 回答 |
| 7 | 12/20 | Ｑ　マル長(「02:長」あるいは「16：長2」)と公費15の併用の重度かつ継続者ですが、特別医療(公費80,81,82)の対象外の方についての質問です。  　人工透析で通院中の指定自立支援医療機関に風邪等で、受診したときは、どういう取扱いになりますか。 | Ａ　風邪等による診療報酬は、マル長と公費15の併用レセプトで支払われることになるため、公費15の自己負担限度額までの自己負担となります（風邪等による診療報酬だけを別にして、自己負担額が生じることはありません。）。 |